3年ごとに見直しを行っている



議員 美幸

いる。

容を示せ 住民への納税通知の内

中山議員

な形で通知しているか。 固定資産税の税額が決定した 納税対象住民へはどの様

準額などを通知している 地目・面積・評価額・標

定している賦課税である。固定

よる所得税と異なり、行政で算

固定資産税は、住民の申告に

資産税の課税方法及び住民への

地方税法に定められた

税務課長

る。 書の受け取りから3ヶ月以内に ものを、令和2年度は5月13日 評価額、標準額などを表示した 不服申し立てが無ければ確定す 付けで送付している。納税通知 納税通知書には地目、 面積、

3年に一度見直している

方法で正しく行われているか。

は適用しているか 固定資産税額軽減特例

3年ごとに価格を見直す評価替

れを課税基準とし課税される。

固定資産の価格を決定し、そ

えを実施している。

適用しているか。 税標準額を軽減する特例措置は 中山議員 住宅用地、 併用住宅用地は課

85ヶ所を選定した標準批准方式

いる場所では路線価方式、町内

課税は市街地形態を形成して

の二通りの方法で課税し、納税

納付書などを送付して

軽減特例措置の具体例	
住宅用地	課税標準額(特例措置)
小規模住宅用地 (200 ㎡以下の住宅用地)	価格の 1/6
一般住宅用地 (200 ㎡を超える住宅用地)	価格の 1/3

※住宅用地は、税負担の軽減を目的に特例措置が適用されます。 ※例えば、300㎡の住宅用地であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、 残りの100㎡(色つき)が一般住宅用地となります。 ※店舗付き住宅(併用住宅)などの場合は、居住部分と事業用部分の比 率により軽減特例措置

中山議員

た事があるか

30年度に開催された

税務課長

委員会が開催されたが、

途中

ているか。

定められている 法において文書の保存が

議録は保存されていない。 で取り下げられた。そのため会

である。 地方税法に従い長期保存すべき すべきとある。町条例で定めて 査の手順・審議の内容など保存 地方税法では町条例で定め審

特例措置は適用している

町の文書処理規程により

保存している

税務課長

町長

法人分169件、 減措置は、統計を取っておらず 評価委員会は開催され 小規模住宅用地に含んでいる。 小規模住宅用地が7996件 併用住宅の軽

生した場合を考え調査して改め

を目安としているが、

疑義が発

文書処理規程に従い10年保存

過誤納請求期間を20年に

中山議員

ないか。 では10年と定めているが、 の誤りによる過誤納金の返還請 産税の賦課には、97%の自治体 賠償法に習い20年とすべきでは 求なども発生している。町条例 に誤りが発生していて、 総務省の調査によると固定資 課税額 国家

された事があるか。また審議状

合は委員会で審議されるが開催

税額に異議申し立てがある場

況の記載された文書は保存され

産の全棟調査を実施し、 めるべきである。 など発生させない税額確定に努 さらに、 固定資産評価対象資 過誤納

検討する

町長

中山議員

に向け検討する。 法・地方税法などを加味し改定 年と定めているが、 過誤納金の返還請求期限は10 国家賠償

査を検討する。 ては、令和4年5年を目途に調 指摘のあった全棟調査につい